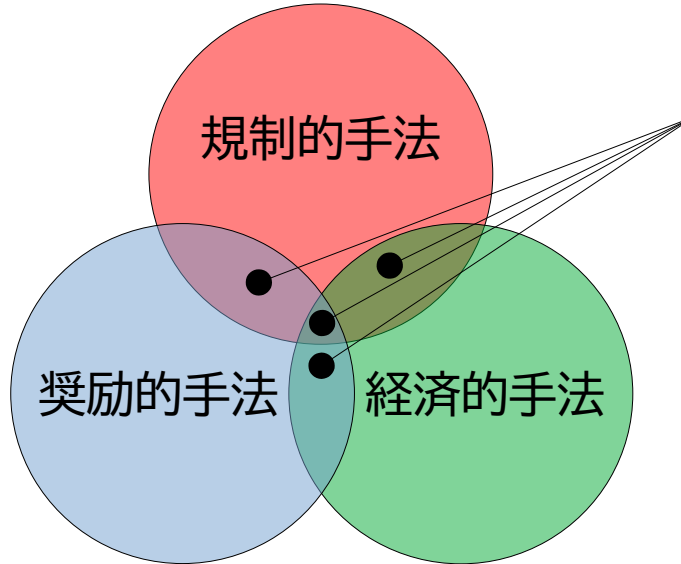


ごみ減量施策の類型について

行政は、政策目標の実現に向けて、「規制的」「奨励的」「経済的」など、様々な「政策手法」を組み合わせることで、ごみの減量についても、3つの手法を組み合わせることで目標の実現を目指しています。

【イメージ】



各政策は1つの手法だけに属するのではなく、他の手法にもまたがる性格を持っています。
また、複数の政策手法が組み合わせられることで、効果が高まります。

1 規制的政策手法

法令や条例等を根拠として市民や事業者の行動を直接制約するもの。強制、努力義務、役割分担の明確化など強制力の差があります。

<p>本市での取組</p>	<p>1 生活系ごみに関する取組 (1)資源化品目の追加指定 ・古着の拠点回収、雑がみの分別徹底 (2)ごみ・資源物の排出方法の指定 ・分け方、出し方、頻度、場所 (3)不適正ごみや未分別ごみの不回収 (4)見守りカメラシステムの運用</p> <p>2 事業系ごみに関する取組 (1)事業系ごみの展開調査（違反ごみ現状把握・年1回）</p> <p>3 生活系・事業系ごみ共通の取組 (1)適正排出指導（ごみステーション巡回） (2)可燃ごみの組成分析（組成割合把握）</p>
<p>施策の事例</p>	<p>1 生活系ごみに関する取組 (1)定期的な展開調査（違反ごみ不回収の徹底） (2)地域へのごみ減量等推進員の配置 (3)ごみ・資源物の排出方法見直し ・集積所での回収から戸別回収への移行</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・分別方法や回収頻度見直し <p>2 事業系ごみに関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)許可業者への調査指導 (2)多量排出事業所への指導
--	---

2 奨励的政策手法

自治体が市民や事業者に対して環境配慮行動への自主的な取組のための枠組みを設定し、啓発用具や場の提供、広報などを通じて、取組を支援するもの。

<p>本市での取組</p>	<p>1 生活系ごみに関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)広報による周知啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ・資源物排出カレンダーの全戸配布 ・ごみ情報紙「へらすべえ」の発行による情報共有 ・市政だより、ホームページによる周知 ・ごみ分別辞典、LINE「マッシュくん」、福島県環境アプリによる分別情報の提供 ・雑がみ専用保管袋の配布 (2)イベントによる周知啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済小型家電の一斉回収（小型家電のイベント回収） ・環境フェスタを活用しての3Rの啓発 (3)学習会等の提供による周知啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座やごみ処理施設見学会 ・エコ料理講座や生ごみ処理容器「キエーロ」学習会 (4)補助金による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化補助金による家庭での生ごみ削減の支援 ・資源物回収奨励金による集団回収の支援 (5)市民に直接働きかける啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・全市一斉ごみ減量運動 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ごみステーション立会い・排出説明 18 地区区長会でのごみ分別・減量説明会 ・生ごみ削減モニター事業 (6)キャンペーンなどの啓発運動 <ul style="list-style-type: none"> ・3010 運動、生ごみ3キリ運動、マイバッグ運動 <p>2 事業系ごみに関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)事業系ごみ減量のための啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・事業系廃棄物の分別早見表 ・事業系ごみガイドブック ・ごみ・資源物排出カレンダーでの事業系ごみの適正排出の周知（ごみステーションへの排出禁止） ・事業所で発生する「ごみ」に関するアンケート ・排出事業者と許可業者への聞き取り調査
----------------------	---

<p>施策の事例</p>	<p>1 生活系ごみに関する取組</p> <p>(1)市民と行政との連携、協働の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域へのごみ減量等推進員の設置 <p>(2)事業者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エコショップ ・ 食べきり協力店 ・ メルカリなどネットを活用した売買サービスとの連携 ・ 「ジモティースポット」の設置 ・ 「MEGURU ステーション」の設置 ・ NPO などと連携したりサイクルの取組 <p>2 事業系ごみに関する取組</p> <p>(1)学習の機会を設けることによる啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系ごみの減量化・資源化を目的とした許可事業者・委託事業者向けの講習会 <p>(2)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「スマートごみ箱」などによる「ごみの見える化」
---------------------	--

3 経済的政策手法

価格メカニズムを活用して市民や事業者の環境配慮への意識醸成と行動の実践を引き起こそうとするもの。全市民を対象にすることが可能です。

<p>本市での取組</p>	<p>1 事業系ごみに関する取組</p> <p>(1)事業系ごみの有料化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃ごみ 10kgあたり 80 円 ・ 不燃ごみ 10kgあたり 170 円 ・ 産業廃棄物（不燃） 10kgあたり 270 円
<p>施策の事例</p>	<p>1 生活系ごみに関する取組</p> <p>(1)家庭ごみ有料化</p> <p>(2)エコポイント</p>

【参 考】

(1) 家庭ごみ有料化について

- ① 一般的に、市町村が指定するごみ袋等を購入することで、ごみ処理手数料を負担する仕組みで、指定ごみ袋等を使ってごみを出すこととなります。この収入の使い道はそれぞれの市町村で定めることができます。
- ② 国はごみ有料化を推進することを方針としており、令和元年度末では全国の63%、県内の46%の市町村が導入しています。これらの自治体においては、ごみの減量や資源化率の向上など一定の効果が表れています。